

# 日本教育会北海道支部事務局規約

## 第1章 総 則

第1条 この会は、日本教育会北海道支部事務局と称する。

第2条 この会の事務所は、札幌市中央区北5条西6丁目  
第二道通ビル306 北海道小学校長会事務所内に置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条 この会は、日本教育会設立の趣旨に則り、北海道教育  
ひいてはわが国教育の正常にして健全な発展に寄与す  
ることを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、必要に応じ  
て次の事業を行う。

- 1 教育に関する意見発表と道民世論の喚起
- 2 教育文化に関する研修会・講演会等の開催
- 3 教育上必要な調査研究及び助成
- 4 教育施設、教育環境の整備改善等適正な教育諸施策  
の要請
- 5 各種教育団体との連携協力
- 6 教育文化に関する出版物等の刊行
- 7 その他目的達成に必要な事業

## 第3章 会 員

第5条 この会の会員は、次の通りとする。

- 1 正会員 この会の目的に賛同して入会した個人（終身会  
員を含む）
- 2 賛助会員 この会の事業を賛助する個人、または団体

第6条 この会の会員になろうとするものは、支部長を通じ日  
本教育会会長に名簿を提出する。

第7条 この会の会費は次の通りとする。

- 1 正会員（個人） 年額 3,600円（内3,100円本部）  
ただし、終身会員については毎年総会で定める。
- 2 賛助会員 年額 個人（1口） 3,600円  
年額 団体（1口） 10,000円

## 第4章 組 織

第8条 北海道支部のなかに地区支部を置くことができる。

## 第5章 役員、顧問及び職員

第9条 この会に次の役員を置く。

- 支部長 1名  
副支部長 若干名  
理 事 若干名  
評議員 若干名  
監 事 2名

第10条 役員の選出方法は次の通りとする。

- 1 支部長、副支部長は理事の互選とする。
- 2 理事及び監事は評議員会において推薦し、総会の承認を  
得るものとする。
- 3 評議員は正会員より選出する。

第11条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 支部長は支部を代表し、会務を統理する。
- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときはこれ  
を代理する。
- 3 理事は理事会を構成し、この会の運営に必要な企画並び  
にその執行に当たる。
- 4 評議員は評議員会を構成し、規約の改廃、理事及び監事  
の推薦、事業並びに収支予算決算を審議する。
- 5 監事は本会の事業並びに会計を監査する。

第12条 この会の役員の任期は原則1年とし、再任を妨げない。

第13条 理事会、評議員会は必要に応じて支部長が召集する。

第14条 この会に顧問を置くことができる。顧問は支部長が理  
事会の意向を受けて委嘱する。

第15条 この会の事務を処理するため事務局を設ける。

第16条 この会の事務局長は支部長が委嘱する。理事会等各種  
会議に出席し意見を述べることができる。

## 第6章 総会及び専門委員会

第17条 総会はこの会の最高決議機関である。総会は年1回  
6月に開催するほか、理事会が必要と認めるときは臨  
時に開催することができる。

第18条 総会は次の事項を決議する。

- 1 事業報告及び収支決算
- 2 事業計画及び収支予算
- 3 役員の承認
- 4 規約の制定または改廃
- 5 その他必要な事項

第19条 この会に専門委員会を置くことができる。委員会に関  
する規定は理事会の承認を経て別に定める。

## 第7章 会 計

第20条 この会の経費は会員の拠出する支部会費及びその他の  
収入をもって支弁する。

第21条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月  
31日に終わる。

## 付 則

- 1 この規約を行うのに必要な細則は別に定める。
- 2 この規約は昭和54年10月13日より実施する。昭和60  
年、62年、平成2年、3年、6年、9年、19年、20年度の総会  
において一部改正。

日本教育会 北海道支部

(支部長) 諏江 康夫

事務局 〒060-0005

札幌市中央区北5条西6丁目 第二道通ビル 306

(北海道小学校長会事務所内)

電話番号・FAX 011-313-1940